

# 生きものむすぶ・みんなのミュージアム検討支援業務 仕様書

## 1 目的・概要

京都市では、「突き抜ける世界都市 京都」の実現に向けて、令和9年度までに取り組む政策等を示す「新京都戦略」を令和7年3月に策定した。戦略に掲げるリーディング・プロジェクトの一つ『「山紫水明の都」ならではの生物多様性・未来継承プロジェクト』において、京都の文化や暮らし・営みを彩ってきた生物多様性の恩恵を共に未来へ引き継ぐため、市民・事業者・観光客などの参加により、京都の自然の素晴らしさを身近に感じ、発見し、愛着を深める仕掛け「生きものむすぶ・みんなのミュージアム」（以下「ミュージアム」という。）を創設することとしている。

ミュージアムの創設は3か年を想定しており、令和7年度は①ミュージアムの創設に向けた検討やモデル実施等、令和8年度は②ミュージアムの各機能の構築及び運用テスト、令和9年度は③本格運用開始の予定である。

本業務は、上記①を行うに当たり、技術的方法の提供等により支援を行うものである。

## 2 背景

山紫水明の京都では、豊かな自然への畏怖の観念を持ちながら、その恩恵や叡智を活かした暮らしや営み、生き方が、かけがえのない伝統や文化、魅力的な産業や観光を支え、そして発展させてきた。しかし、京都らしさを支える生物資源の減少、里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下、気候変動による生態系の劣化などをはじめとして生物多様性が急速に失われつつある。

こうした状況の中、熱心な地域や団体、企業の協働により、京都における生物多様性の保全と持続可能な利用の取組は、着実に進展している一方、生物多様性の損失を止め、反転させ（ネイチャーポジティブを実現し）、京都の豊かな生物多様性を未来に引き継いでいくためには、取組の裾野を広げなければならない。

そのため、市民や市民団体、大学、事業者、観光客などのあらゆる主体（以下「多様な主体」という。）に、日々の暮らしや活動の中で、京都の自然の豊かさや生物多様性の魅力に気付き、身近に感じていただくことや、和食をはじめ、生け花や茶道、祭、旅、京町家、庭園、農林業など京都ならではの魅力との結びつきを実感できること、更にその自然を接点に人々や団体がつながっていける場を創出するなど、皆が参加し、交じり合う新たな仕掛けが必要であることから、ミュージアムを創設するものである。

検討段階から、多様な主体と対話を重ねるとともに、自然に愛着のある方はもとより、意識せずとも潜在的に生物多様性に貢献されているような方々の意見を収集・整理・反映することで、自然に関心のない方から生物多様性保全の活動者まであらゆる主体が魅力に感じ、参加し、交じり合い、持続的かつ発展性のあるミュージアムを創設する。

## 3 ミュージアムの概要

生物多様性をきっかけに、京都への愛着とまちの魅力を向上させることを目指し、シンプルかつシームレスな仕掛けとして、生きものと京都の魅力を掛け合わせたストー

リー性あるコンテンツを集積するなど、以下の3つの機能を設ける(別紙1参照)。なお、以下に掲げる各機能の内容は基本的なものであり、本業務を通じて検討を進めることで、具体化・充実化を図るものである。

#### (1) ライブラリー機能

##### ア 内容

和食をはじめ、生け花や茶道、祭、旅、京町家、庭園、農林業など「京都の魅力」と「生きもの」を掛け合わせた情報の収集(投稿等)、整理、保存、公開

##### イ 狙い

「好き」や「興味」をきっかけにミュージアム(特にライブラリー)へアクセスすることで、自然から受ける恩恵を認識(生物多様性への意識を可視化)し、新たな行動の喚起やカフェテーブルへの誘導を狙う。

#### (2) カフェテーブル機能

##### ア 内容

交じり合うことができる場(オンライン及びオンサイト)の提供

##### イ 狙い

「好き」、「興味」、日々の活動における課題や地域性などで通じる方々が集い(コミュニティ化)、コミュニティ内での交流や各コミュニティ間の情報共有等を促進することで、コミュニティを活性化させ、生物多様性の保全や持続可能な利用に関する既存の活動につなげ、又は新たな活動を創出させることを狙う。

#### (3) サポーター機能

##### ア 内容

活動を支援する専門家・関係者等の紹介や活動の認定制度の運用、活動場所や資金の提供制度の運用

##### イ 狙い

カフェテーブルでの活動の自走化や持続可能性の確保を狙う。

## 4 業務内容

### (1) 受託者による検討

上記1～3を踏まえ、受託者において、ミュージアムの各機能を実現する技術的手法や具体的な運営方法等について、基礎的な検討を実施すること。

なお、基礎的な検討においては、以下の要素を盛り込むこと。

#### ①ライブラリー機能

- ・京都の魅力×生きものに関する情報を投稿形式で収集するための効果的な方法(例:Instagram等のSNSサービスの活用など)
- ・京都の魅力や生物多様性に関する情報を、京都の魅力を発信するホームページ、SNS等から無作為で収集する方法(例:AI等を活用した自動収集など)
- ・収集した情報を相互に関連付け、ポータルサイト等で公開する方法

## ②カフェテーブル機能

- ・カフェテーブルに集う方をグルーピング、コミュニティ化する技術的方法
- ・カフェテーブルで構築するコミュニティを活性化させるための方法
- ・ナッジ等を活用したカフェテーブルから実際の活動（行動）につなぐ方法

## ③サポーター機能

- ・上記3(3)アの具体的な実施方法

## (2) 多様な主体による意見の取りまとめ

(1)の結果を踏まえ、多様な主体を集め、ミュージアムの各機能や運営方法等を検討する場を設けるとともに、得られた意見を集約、整理し、(3)及び(5)に反映すること。

なお、多様な主体を集め、検討する方法は以下を想定する。

### ア オンライン上での意見聴取

ミュージアムの各機能や運営方法等について、多様な主体が意見やアイデアを投稿できるよう、以下の機能を有するポータルサイト等を用意し、幅広い意見等を募ること。

#### (ア) 必要な機能

- ・文言だけでなく、写真などの画像データも投稿できること。
- ・投稿者以外の利用者が、各投稿に対し、コメントやリアクションを表示することができるようにすること。
- ・利用者間のコミュニケーションを活発にする工夫を行うこと。
- ・利用者の属性を把握するため、利用者に対し、年齢層、居住する行政区、職種等に関する情報の提供を求めること。
- ・(3)におけるライブラリー・カフェテーブル機能としても活用できること。

#### (イ) 留意事項

- ・ポータルサイト等に障害が発生した際は、京都市に速やかに報告するとともに直ちに復旧対応を実施すること。障害対応の内容及び結果については、電子メール等により京都市に報告すること。
- ・平日の午前8時45分から午後5時30分の間については、京都市から求めがあった場合、保守作業、状況説明等が実施できる体制を整えること。
- ・その他ポータルサイト等の活用に当たっては、**別紙2**「電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書」及び関係法令等に準拠して実施すること。

### イ ワークショップの実施

対面形式で、多様な主体を交えたワークショップを3回実施すること。ワークショップの合計参加者数は各回30名以上とすること。

いずれか1回だけの参加であっても、意見やアイデアを表明しやすいなど参加に支障のないような工夫を講じること。

なお、3回のテーマは以下を想定し、具体的な参加者の募集方法や実施場所、当日の運営方法等は、受託者において検討のうえ、別途本市と協議し決定すること。

- ・第1回：ミュージアムの目的や想定している各機能等の内容を共有し、多様な主体の参画(貢献)を促すためにはどう呼びかけるとよいか、頻繁に閲覧したくなるポータルサイト等はどのようなものかなど、ミュージアムが多様な主体の活動に寄与するために必要な要素やアイデアについて、幅広く意見交換
- ・第2回：第1回を踏まえ、ミュージアムのポータルサイトや各機能等のコンテンツの試作を共有し、参加しやすさや使い勝手など、各機能等を充実するために必要な要素やアイデアについて意見交換
- ・第3回：第1～2回を踏まえ、ミュージアムの各機能等に盛り込むとよいものを再検討・整理

### (3) モデル実施

(2)の結果を踏まえ、令和8年度に実施する各機能の構築及び運用テストに向けて、課題等を抽出し、内容の磨き上げを行うため、ミュージアムに設ける各機能を試行的に運用するモデル実施を2事例行うこと。

「生きもの」と掛け合わせる「京都の魅力」として、京都の魅力を育んできた「水」をテーマとし、その中でも具体的な事例として、水に関連した「鴨川」及び「食」に焦点を当てて実施すること。

モデル実施の条件等は以下ア～ウのとおりとし、具体的なプロセスは別紙3を想定する。

なお、ライブラリーにおける情報の集め方、カフェテーブルにおける参加者の集め方、その他各機能における実施内容等については、受託者において検討のうえ、別途本市と協議し決定すること。

#### ア ターゲット

意識せずとも潜在的に自然を利用(依存)し、その継承に関与・貢献している方々を主なターゲットとする。

#### イ カフェテーブルの実施方法

モデル実施を行う2事例について、1つは「オンライン」、もう1つは「オンサイト」におけるカフェテーブルを実施すること。

#### ウ 到達目標

モデル実施を行う2事例について、1つは「ミュージアムに集まった方々を既存の活動につなぎ合わせ、担い手や支援を増やすことにより活動の持続可能性の確保・活動内容の強化を図る」こと、もう1つは「ミュージアムに集まった方々によって、生物多様性の保全・持続的な利用に資する新たな活動の創出を図る」こととする。

なお、つなぎ合わせる既存の活動(団体)については、別途本市と協議し決定すること。

### (4) その他独自提案した取組の実施

上記1～3を踏まえ、受託者は4(1)及び(2)の内容以外に、ミュージアムの各機能や運営方法等をより効果的なものとするための独自の企画、手法を提案し、本市職員と

協議したうえで、積極的に実施すること。

#### (5) 結果まとめ

令和8年度に実施する各機能の構築及び運用テストに向けて、(1)~(4)で得られた結果を報告書として取りまとめること。

### 5 報告書（成果物）

以下に掲げる資料について、委託業務完了後速やかに作成し、電子データで京都市に提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 上記4に係る実施報告書
- (3) ポータルサイト等の構成図、基本仕様書（データ構造・画面遷移等）等の関係資料一式
- (4) 本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料

### 6 留意事項

- (1) 京都市担当職員との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 業務の進行にあたり、常に京都市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 業務を遂行するうえで必要と認められる会議等への出席及び資料作成等を求めることがある。
- (4) 協議を行った際は、協議結果の概要を京都市に報告すること。
- (5) 本業務の実施により得られた成果物の著作権、著作権等一切の権利は、全て京都市に帰属する。
- (6) 本業務については、原則として第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、業務遂行上やむを得ない場合は、京都市と協議し、予め書面による承諾を受けたうえで、第三者に委託し、若しくは請け負わせることができる。
- (7) 受託者は、業務着手前に本仕様書を十分精査すること。このときに発生した疑義については、初回の打合せの際に京都市と協議のうえ、解決するものとする。
- (8) 受託者は、本仕様書に従い本業務を遂行すること。  
なお、本仕様書に基づき業務を遂行する中で発生した疑義については、京都市と協議のうえ、解決するものとする。ただし、前項における精査が不十分と判断できる疑義については、京都市の判断によるものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、京都市との協議のうえ、決定すること。
- (10) 本業務を遂行するに当たって、新たに発生した設計書類等及び開発部分（市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除く。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他権利については、京都市に帰属するものとし、受託者は成果物に関する著作者人格権を行使しない。
- (11) 本業務の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行う。
- (12) 本業務の範囲内で、京都市に帰属しない著作物がある場合にあつては、受託者は、

京都市に当該著作物の関連文書を成果物として納入するものとし、この関連文書についても上記(10)及び(11)に準じる。

- (13) 個人情報保護法、京都市個人情報保護条例等の例規を遵守し、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）やプライバシーマーク等の認証の取得など個人情報の厳格な管理のために、万全の体制を整備し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (14) 業務遂行上、知り得た業務上の機密、個人情報等は、委託業務期間中及び終了後も他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。
- (15) 個人情報漏えい等の事案が発生した場合は、直ちに京都市に報告すること。
- (16) 本業務は、本仕様書によるほか、別紙4「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に準拠して実施すること。